

## 基本協定書（案）別紙に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「基本協定書（案）別紙」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No						質問	回答
	別紙番号	条	項	番号	その他		
001	4			(3)		「当社が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合」と記載されていますが、「独自に開発した情報」とは、例えば具体的にどんな情報を想定されておられますか？、また「文書の記録で証する」とは、例えば具体的にどんな記録文書およびどのような証し方を想定されておられますか？、ご教示下さい。	「独自に開発した情報」とは、例えば事業者が独自に開発した技術に関する情報等を想定しています。記録文書については事業者が独自に開発した情報であることを証することのできる文書であり、現時点で例示することは困難ですのでご理解ください。
002	5	1	1			「…この契約による業務の実施…」と記載されていますが、「この契約」とは本事業の事業契約のことでしょうか？ いずれにしる、契約名は明確に特定した方が宜しいと思います。	ご指摘を踏まえ、「この契約による業務」を「本事業」、「この契約による個人情報を取り扱う業務」を「本事業の実施に係る個人情報を取り扱う業務」、それ以外の箇所の「この契約」を「本協定」等と修正致します。